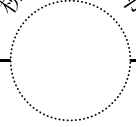


平成 年分 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(21)関係)

税務署受付印



処 理 事 項	通信日付印		検 収	整理簿登載
	※		※	※
	・			

平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提 出 者	所在地	整理番号				
		フリガナ 名 称	電 話 ()				
		フリガナ 代 表 者 氏 名 印	この調書 について 応 答 できる方	所 属	課 係		
				氏 名			
区 分		支 払 総 額 (支払調書提出省略分を含む。)			左のうち、支払調書を提出するものの合計		
		人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
工業所有権の 使用料又は 譲受けの対価	一 般 分	人	円	円	人	円	円
	軽 減 分						
	非課税又は免税分						
	㉠ 計						
著 作 権 の 使 用 料	一 般 分						
	軽 減 分						
	非課税又は免税分						
	㉡ 計						
合 計 (㉠+㉡)							
(摘 要)							

記載要領

- 1 「支払総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての工業所有権の使用料又は譲受けの対価及び著作権の使用料（以下「工業所有権の使用料等」という。）について記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「一般分」欄には、次の4又は5に掲げる工業所有権の使用料等以外のものについて記載する。
- 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた工業所有権の使用料等について記載する。
- 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第1項又は所得税法第214条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた工業所有権の使用料等について記載する。
- 6 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。